

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
神保町三井ビルディング14階  
株式会社 ジェイ エイ シー ジャパン  
代表取締役社長 神 村 昌 志

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年3月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号  
興和一橋ビル 5階 会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第20期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）事業報告の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第20期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類承認の件  
第2号議案 剰余金処分の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
◎代理人による議決権行使  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jacjapan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

〔平成18年1月1日から  
平成18年12月31日まで〕

### 1. 会 社 の 現 況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度から続く大手企業の好況に支えられて、全体として回復基調を辿り、長年にわたったデフレ傾向に克服の兆しが見えてまいりました。景気回復の波を受け、当社業務の重要参考指標である有効求人倍率は平成17年12月の1.03倍からさらに上昇し、平成18年11月には1.07倍と改善されました。また、完全失業率も平成17年11月の4.5%から平成18年11月には4.0%と0.5ポイント改善、企業の積極採用により雇用環境が改善されてきております。

当社は平成18年9月にジャスダック証券取引所に上場し、人材紹介業及び当社の社会的認知度の向上による事業の拡大を図ることができました。このような事業拡大の好機を迎え、新卒や中途を問わず人材の採用に力を注ぎ事業の拡大に努めました。

人材紹介事業では、ご登録者、企業に対してのサービスをより一層向上させるための体制変更を実施しました。従来の企業担当と人材担当のマネジメントラインを同一業界別に一体管理する体制にすると同時に、業界別チームの中をさらに小ユニット（事業年度末現在41チーム78ユニット）に細分化を行い、ご登録者ニーズと企業ニーズのマッチング力を高めました。

人材派遣事業では、非正規社員の正社員化の流れを捉え、通常派遣数の増加から紹介予定派遣へと主目標を変更し、紹介事業のご登録者へのサービスメニューを広げるとともに、企業へのサービス力のアップを目指しました。

事業の拡大にあわせ東京の増床、京都支店の増床移転、またサービス地域の拡大のため、神戸、福岡支店を開設し、西日本及び九州のマーケットの開拓により、より多くのご登録者の転職サポートを行うことが可能となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は7,216百万円（前事業年度比24.1%増）、営業利益は1,198百万円（同100.6%増）、経常利益は1,160百万円

(同95.1%増)、当期純利益は579百万円(同75.7%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

人材紹介事業の売上高は4,828百万円(前事業年度比62.4%増)、人材派遣事業の売上高は2,387百万円(同16.0%減)となりました。

事業区分	売上高	生産高(受注高)
人材紹介事業	4,828百万円	—
人材派遣事業	2,387百万円	—

(注) 当社は、生産に該当する事項がないため、生産高(受注高)に関する記載はしておりません。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は157百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額(千円)			
		建物	工具器具備品	建設仮勘定	合計
本社 (東京都千代田区)	事務所等 設備等	9,835	51,638	24,640	86,114
横浜支店 (横浜市西区)	事務所等 設備等	6,398	2,437	—	8,836
京都支店 (京都市下京区)	事務所等 設備等	20,731	5,056	—	25,787
神戸支店 (神戸市中央区)	事務所等 設備等	10,049	4,501	—	14,550
福岡支店 (福岡市中央区)	事務所等 設備等	7,998	5,228	—	13,227

## ③ 資金調達の状況

当社は、平成18年4月18日を払込期日として第三者割当増資により8,000株の新株式の発行(発行価額1株につき4,000円)を実施、また、平成18年9月21日を払込期日として公募により50,000株の新株式の発行(引受価額1株につき20,460円)を実施し、総額10億55百万円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成15年12月期)	第 18 期 (平成16年12月期)	第 19 期 (平成17年12月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成18年12月期)
売 上 高(百万円)	2,850	4,008	5,814	7,216
経 常 利 益(百万円)	180	517	594	1,160
当 期 純 利 益(百万円)	96	296	329	579
1株当たり当期純利益 (円)	177.87	544.71	563.93	925.23
総 資 産(百万円)	1,107	2,047	1,968	3,989
純 資 産(百万円)	412	725	1,094	2,685
1株当たり純資産額 (円)	756.66	1,292.61	1,803.87	4,041.99

(注) 第20期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

平成19年に入り、株式市場では日経平均株価が1万7,000円を超えるなど、一般的に景気動向を表す数値は好転し、企業部門・家計部門ともに改善が続く、日本経済は自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれております。

このような環境の中、人材紹介事業におきましては、引き続き企業の採用意欲は高く、求人は好調に推移しております。この状況に鑑み、平成19年度は、金融チームを部格に昇格、昨年度以上に各チームの細分化を進め、それぞれの領域でトップブランドを目指し、より多くの方々に当社サービスをご提供できるように努めてまいります。また、日本に進出する外資系企業数が急増すると考えられることから、そうした外資系企業とバイリンガル人材を扱う英語ネイティブによる組織として国際事業部を設置いたしました。さらには、日本版SOX法を見据え弁護士、会計士等のプロフェッショナル紹介専門チーム、IPO企業専門の営業部を設置いたしました。

平成18年9月以降、社員数の増加に比して、売上総利益の増加率が減傾向を示してまいりました。これを解決すべく当社人員増に見合うご登録者の確保のため広告戦略の見直しと、新規入社社員への教育の充実のため現場配属前の集中研修を徹底し、規模拡大と生産性の維持に努力してまいります。

また、人材派遣事業におきましては、紹介予定派遣を主に推し進めてまいります。

管理部門におきましては、少数精鋭集団として組織拡大に耐えうる柔軟性とクリエイティブさを兼ね備えた組織作りをしてまいりました。今後とも人材紹介業として確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいり所存でございます。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成18年12月31日現在）

当社は、人材紹介及び人材派遣を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成18年12月31日現在）

本	社	東京都千代田区
支	店	横浜支店：神奈川県横浜市西区 名古屋支店：愛知県名古屋市東区 京都支店：京都府京都市下京区 大阪支店：大阪府大阪市中央区 神戸支店：兵庫県神戸市中央区 福岡支店：福岡県福岡市中央区

(注) 大阪支店は、平成19年2月13日に大阪府大阪市中央区から大阪府大阪市北区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況（平成18年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
462 (32) 名	147 (7) 名増	30.4歳	1.9年

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含みません。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成18年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (平成18年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,400,000株

(2) 発行済株式の総数 664,500株

(注) 当事業年度中の発行済株式の増加

第三者割当増資による新株式の発行8,000株、公募による新株式の発行50,000株の合計58,000株であります。

(3) 株主数 606名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
田崎忠良	256,540株	38.60%
田崎ひろみ	119,660株	18.00%
金親晋午	102,100株	15.36%

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に於ける当社役員が保有している新株予約権の状況 (平成18年12月31日現在)

① 平成16年12月9日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

20,500個 (新株予約権1個につき1株)

・新株予約権の目的である株式の数

20,500株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 1,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1,000円 (1株当たり 1,000円)

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 500円

・新株予約権を行使することができる期間

平成20年1月1日から平成26年12月8日まで

・新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得し

た場合はこの限りではない。

- 2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	18,500個	18,500株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	2,000個	2,000株	2名

② 平成18年5月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
500個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
500株
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 4,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 4,000円（1株当たり 4,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 2,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成20年5月17日から平成28年3月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。



- 2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	—	—	—
監査役	500個	500株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

① 平成18年5月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
21,500個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
21,500株
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 4,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 4,000円（1株当たり 4,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 2,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成20年5月17日から平成28年3月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

- 2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	21,500個	21,500株	40名
子会社の役員及び使用人	—	—	—

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成18年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	神村昌志	
取締役会長	田崎ひろみ	T. TAZAKI & Co Ltd 代表取締役 JAC Strattons Ltd 代表取締役 JAC Financial Design Ltd 代表取締役 JAC Recruitment UK Ltd 代表取締役
取締役相談役	田崎忠良	
取締役副社長	服部啓男	管理本部長兼人事部長
取締役	池田秀樹	営業本部長
常勤監査役	山下実	
監査役	大橋茂一	
監査役	増田浩二	税理士法人あい会計社 代表社員

- (注) 1. 服部啓男氏は、平成19年1月1日付で取締役副社長管理本部長兼人事部長から取締役副社長管理本部長に異動いたしました。
2. 池田秀樹氏は、平成19年1月1日付で取締役営業本部長から取締役営業本部長兼営業企画部長に異動いたしました。
3. 監査役山下実氏、大橋茂一氏及び増田浩二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## (2) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社の業務執行等の状況

社外監査役の増田浩二氏は、税理士法人あい会計社において代表社員として業務を執行しております。

### ② 他の株式会社における社外役員の兼任の状況

該当事項はありません。

### ③ 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	山 下 実	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる経理、財務の業務を主として、管理部門業務全般について経験を重ねてきており、これまでの経験に基づいた発言を行っております。
監 査 役	大 橋 茂 一	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主にこれまでの上場会社の経営者としての経験に基づいた発言を行っております。
監 査 役	増 田 浩 二	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 上記の監査役会は、当社の協議組織としての会議体であり、会社法に定める監査役会に該当するものではありません。

### ④ 不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

該当事項はありません。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

社外役員と締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定めております。

### ⑥ 報酬等の総額

当事業年度において社外監査役に支払った報酬等の総額は、16百万円です。

- ⑦ 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額  
該当事項はありません。
- ⑧ 上記記載内容に関する社外役員の意見  
該当事項はありません。

### (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	内、社外役員
取締役	5名	142百万円	—
監査役	3名	16百万円	16百万円 (3名)
合計	8名	158百万円	16百万円 (3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年1月23日開催の取締役会において、会社法並びにその他関連法令の施行に伴う、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ② コンプライアンスの主管部署である総務チームがコンプライアンス体制の管理を統括する他、必要に応じて各部署が管理を行う。
- ③ 業務執行部門から独立した内部監査部門である内部監査チームが、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用の状況について、内部監査を実施する。
- ④ 会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であると認識し、これらを適切に管理するため、各業務担当取締役はリスクを管理する権限及び責任をもってリスク管理体制を確立する。
- ② 当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づいて、内部監査チームは各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規則を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 経営戦略の浸透及び各部署の適時適切な現状報告を目的とし、各業務担当取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする幹部会議を定期的に行う。
- ③ 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

## (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社において、現在子会社は存在しないが、将来において子会社を設立する場合には、グループ会社全体で、内部統制の徹底を図る。

## (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに監査役に対して報告を行うこととする。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役及び使用人は協力する。
- ② 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
- ③ 内部監査チームは、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合を持ち意見交換を行う。
- ④ 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

## 貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,165,596</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,246,192</b>
現金及び預金	2,529,446	未払金	376,588
売掛金	442,436	未払費用	43,986
貯蔵品	1,298	未払法人税等	511,052
前払費用	61,953	未払消費税等	106,580
繰延税金資産	130,385	前受金	2,860
未収入金	585	預り金	59,489
その他	911	賞与引当金	114,933
貸倒引当金	△ 1,421	解約調整引当金	30,701
<b>固 定 資 産</b>	<b>824,045</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>57,546</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>248,444</b>	長期未払金	57,546
建物	127,655	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,303,738</b>
車両運搬具	6,804	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具器具備品	89,343	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,685,903</b>
建設仮勘定	24,640	資本金	607,650
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>48,661</b>	資本剰余金	582,650
電話加入権	2,693	資本準備金	582,650
商標権	1,687	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,495,603</b>
ソフトウェア	44,280	利益準備金	1,595
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>526,938</b>	その他利益剰余金	1,494,008
保証金	460,330	別途積立金	800,000
繰延税金資産	66,608	繰越利益剰余金	694,008
その他	6,092	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,685,903</b>
貸倒引当金	△ 6,092	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,989,642</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,989,642</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔平成18年1月1日から  
平成18年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>売 上 高</b>		
紹介事業収入	4,858,687	
解約調整引当金繰入	△ 30,701	
解約調整引当金戻入	959	4,828,945
派遣事業収入	2,387,151	7,216,097
<b>売 上 原 価</b>		
紹介事業原価	48,440	
派遣事業原価	1,934,840	1,983,280
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,232,817</b>
販売費及び一般管理費		4,034,684
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,198,132</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息及び受取配当金	1,770	
雑収入	873	2,643
<b>営 業 外 費 用</b>		
株式会社交付費	6,992	
株式会社公開準備費用	31,901	
為替差損	1,460	
その他	0	40,353
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,160,422</b>
<b>特 別 損 失</b>		
固定資産除却損	4,904	
確定拠出年金制度移行に伴う損失	23,742	28,647
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,131,775</b>
法人税、住民税及び事業税		608,263
法人税等調整額		△ 55,799
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>579,311</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

〔平成18年1月1日から〕  
〔平成18年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株 主 資 本 合 計	純 資 産 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益剰余金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成17年12月31日 残高	80,150	55,150	55,150	1,595	500,000	457,152	958,747	1,094,047	1,094,047
事業年度中の変動額									
新株の発行	527,500	527,500	527,500					1,055,000	1,055,000
別途積立金の積立て					300,000	△300,000	—	—	—
剰余金の配当						△ 42,455	△ 42,455	△ 42,455	△ 42,455
当期純利益						579,311	579,311	579,311	579,311
事業年度中の変動額合計	527,500	527,500	527,500	—	300,000	236,856	536,856	1,591,856	1,591,856
平成18年12月31日 残高	607,650	582,650	582,650	1,595	800,000	694,008	1,495,603	2,685,903	2,685,903

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 6年

工具器具備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 解約調整引当金

解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見込額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見込額を計上しております。

#### (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、2,685,903千円であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(8) 表示方法の変更

(損益計算書)

平成18年8月11日付「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告19号）」により、営業外費用に区分掲記しておりました「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」と表示しております。

(9) 追加情報

(退職給付)

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成18年12月に退職一時金制度の全部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う影響額23,742千円は、特別損失として計上しております。

(外形標準課税)

当事業年度から資本金が1億円超になり外形標準課税制度が適用となったことに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が18,534千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が18,534千円減少しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

86,641千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	606,500株	58,000株	一株	664,500株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加58,000株は、第三者割当新株発行による増加が8,000株、株式会社ジャスダック証券取引所への上場に伴う募集株式発行による増加が50,000株であります。

### (2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成18年3月29日開催第19期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 42,455千円
- ・1株当たり配当金額 70円
- ・基準日 平成17年12月31日
- ・効力発生日 平成18年3月29日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成19年3月28日開催第20期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 79,740千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 120円
- ・基準日 平成18年12月31日
- ・効力発生日 平成19年3月29日

### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

賞与引当金繰入限度超過額	46,766千円
未払事業税	34,284千円
減価償却超過額	49,176千円
解約調整引当金繰入超過額	12,492千円
一括償却資産超過額	6,440千円
未払事業所税	4,115千円
貸倒引当金超過額	3,057千円
未払社会保険料	6,112千円
未払退職金	1,435千円
退職給付制度変更に係る未払金否認	7,805千円
退職給付制度変更に係る長期未払金否認	23,415千円
障害者雇用納付金	1,892千円
繰延税金資産 合計	<u>196,994千円</u>

#### 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	39,865千円	8,209千円	31,655千円
ソフトウェア	1,920千円	32千円	1,888千円
合計	41,786千円	8,241千円	33,544千円

② 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	8,192千円
1年超	25,724千円
合計	<u>33,917千円</u>

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5,659千円
減価償却費相当額	5,252千円
支払利息相当額	431千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法につきましては、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年 内

12,425千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の 名 称	住 所	資 本 金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関 係 内 容 役員 の 兼任等	事 業 上 の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び個人 主要株主が 議決権の過 半数を所有 する会社	JAC Recruitment UK Ltd	UK London	10,899 (GBP)	職業紹介	—	役員1名	役員及び 業務の受入	人材紹介料の支払	30,124	未収入金	255
								当社社員紹介手数料	1,065	—	—
役員及び個人 主要株主が 議決権の過 半数を所有 する会社	JAC Singapore Pte Ltd	Singapore	100,000 (S\$)	職業紹介	—	役員1名	役員及び 業務の受入	人材紹介料の支払	4,004	—	—
								人材紹介売上	5,042	—	—
役員及び個人 主要株主が 議決権の過 半数を所有 する会社	JAC Personnel Recruitment Ltd	Thailand Bangkok	8,000,000 (THB)	職業紹介	—	役員1名	役員及び 業務の受入	人材紹介料の支払	3,574	未払金	996
								人材紹介売上	1,399	売掛金	82
役員及び個人 主要株主が 議決権の過 半数を所有 する会社	JAC Recruitment Sdn Bhd	Malaysia Kuala Lumpur	200,000 (RM)	職業紹介	—	役員1名	役員及び 業務の受入	人材紹介料の支払	2,097	—	—
								人材紹介売上	1,352	—	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- JAC Recruitment UK Ltdは、当社取締役会長である田崎ひろみ及び個人主要主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
- JAC Singapore Pte Ltdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
- JAC Personnel Recruitment Ltdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。
- JAC Recruitment Sdn Bhdは、当社取締役相談役である田崎忠良及び個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を所有している会社であります。

6. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 人材紹介売上とは、当社が業務提携先に対し当社の登録人材を紹介したことで得る紹介料収入であります。また、人材紹介料の支払とは、業務提携先に当社が支払う人材紹介手数料のことであり、それぞれは業務提携契約書に基づき、人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払っております。
- (2) JAC Recruitment UK Ltdへの当社社員紹介手数料は、両社協議のうえ、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,041円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 925円23銭   |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

# 監査役の監査報告

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成19年2月19日

株式会社 ジェイ エイ シー ジャパン

常勤監査役 山下 実 ㊟  
監査役 大橋 茂 一 ㊟  
監査役 増田 浩 二 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第20期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）計算書類承認の件

議案は、前記提供書面（15頁から23頁まで）に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

計算書類につきましては、取締役会といたしまして法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

### 第2号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金120円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は79,740,000円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金処分に関する事項

該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

① 当社の資本金が5億円以上となりましたことに伴い、会社法第2条第6号イに定める大会社となったため、監査役会及び会計監査人等に関する規定を新設し所要の変更を行うものであります。

② その他、条文の加除に伴う条数の変更並びに一部字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4条～第19条 (条文省略)</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>第21条～第32条 (条文省略)</p> <p>第5章 監 査 役</p> <p><u>(監査役の設置)</u></p> <p>第33条 <u>当社は、監査役を置く。</u></p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第20条 (条文現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第21条～第32条 (条文現行どおり)</p> <p>第5章 監査役<u>および監査役会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第33条～第34条 (条文現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>(2) (条文現行どおり)</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略) (新 設)	<p>第<u>41</u>条～第<u>42</u>条 (条文現行どおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の選任)</p> <p><u>第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
第 6 章 計 算 第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第<u>46</u>条～第<u>49</u>条 (条文現行どおり)</p>

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
小澤優一 (昭和18年9月1日生)	昭和44年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 現在に至る	3,000株

(注) 1. 候補者は、当社の法律顧問であります。

2. 候補者は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしており、社外監査役の補欠として選任するものであります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、資本金が5億円以上となりましたことに伴い、会計監査人の監査が必要となりますので、会社法第328条第1項の規定により新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(平成18年12月31日現在)

名 称	みすず監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル32階 その他事務所 札幌・仙台・山形・前橋・横浜・新潟 他 国内 24ヵ所、海外 26ヵ所
沿 革	昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立 昭和59年7月 クーパース・アンド・ライブランド・インターナショナルのメンバーファームになる 昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる 平成5年7月 中央監査法人に名称を変更 平成10年7月 クーパース・アンド・ライブランドとプライスウォーターハウスとの間で合併が成立 平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる 平成13年1月 監査法人伊東会計事務所と合併 平成18年9月 みすず監査法人に名称を変更
概 要	社 員 数：公認会計士／330名 職 員 数：公認会計士／902名、会計士補／429名、その他／788名 合計／2,449名 関与会社数：証取・商法／608社、証取／105社、会社法／601社 その他の法定監査／456社、任意監査／992社 小計／2,762社、その他／603社、合計／3,365社

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号  
興和一橋ビル 5階 会議室  
電 話 03-5259-6926



- 地下鉄半蔵門線、新宿線、三田線 神保町駅A9出口徒歩3分
- 地下鉄東西線竹橋駅3b出口徒歩4分